65歳以上（第１号被保険者）の方の介護保険料が、今年10月から本来の額となります

平成12年4月から介護保険制度がスタートしましたが、65歳以上（第1号被保険者）の方々の介護保険料については、国の「特別対策」で平成13年9月まで軽減されています。

平成13年10月からは「特別対策」が終了し、本来の保険料を納めていただくことになります。

みなさんが納める保険料は、だれもが安心して介護サービスを利用できるための大切な財源であり、介護保険は、みなさんが築く制度です。保険料は必ず納めましょう。

65歳以上（第１号被保険者）の保険料

平成12年４月～	平成12年10月～	平成13年10月～
平成12年４～９月 保険料の徴収は ありませんでした	平成12年10月～平成13年９月 本来の保険料の半額	本来の 保険料

療育教室　言語指導

療育教室では、毎年幼児を対象に言語指導を実施しています。今年も言葉と心の教育相談室「れんげ草」の稲垣シズエ先生から子どもの様子を見てもらい、アドバイスをいただきます。お子さんの言葉や発音等に疑問や心配をお持ちの方は、お気軽にお問い合わせください。

■日時・内容

・第１回目　9月7日㈮
午前9時30分～11時
子どもの遊びの様子を観察

・第２回目　9月14日㈮
保護者指導日
午前9時30分～10時30分：講演「子どもの言葉と心の発達について」、講師は稲垣先生
午前10時35分～11時35分：個別指導

■会場　横越児童館（横越中学校となり）

■申込・問い合わせ　健康推進課
☎385―2111

※お子さんの出席は第1回目のみです。指導希望の方はおやつ代として50円が必要です。講演のみご希望の方は、第2回目午前9時20分までに会場へお越しください。

平成13年度県民介護技術習得研修会　参加者募集

家庭や地域で支え合う介護体制を整え、高齢者が要介護状態にならないよう基本的な介護知識と技術を習得する研修会を開催します。

定員は50名で、参加費は無料。なお、ホームヘルパー養成研修3級課程の受講科目が、本研修終了後3年間に限り一部免除になります。

■開催日　11月9日、15日、16日、12月6日（講義と実技）、及び施設実習（日程は後日決定）

■会場　五泉市福祉会館、実習施設（後日決定）

■受講対象　中・東蒲原郡、新津市等にお住まいの方

■申込・問い合わせ
往復ハガキの往信「裏面」に住所、氏名、生年月日、電話番号、返信「表面」に住所、氏名を記入し、9月28日までにお申し込みください。
〒959―4402　津川町津川1861―1　津川地域福祉センター　県民介護技術習得研修会係
☎0254―9―2―0952

ひとり親家庭等医療費受給者証の更新について

ひとり親家庭等医療費受給者証の有効期限が、9月30日で終了します。現在交付を受けている方は、更新の手続きをお願いします。対象者の方には、案内を送付します。

また、現在交付を受けていない方は、健康推進課までお問い合わせください。所得制限は、児童扶養手当の限度額表と同じです（限度額表は、広報よこごし8月号8ページをご覧ください）。

なお、「ひとり親家庭」とは、父母の離婚などにより、ひとりで子どもを養育している家庭をいいます。

■問い合わせ　健康推進課
☎385―2111

7月資源ゴミ収集実績

空きびん	6.3 t
空き缶	5.2 t
古紙	32.9 t
ペットボトル（拠点回収分）	0.6 t
合計	45.0 t

国保の人間ドックを受診しましょう

～申し込みは9月20日㈭まで～

国民健康保険では、毎年、被保険者の健康維持・増進のため、一日人間ドックを実施しています。昨年は、219人の方が受診されました。今年も多くの皆さまが受診されますようご案内します。

■対象者　国保に加入している方で、30歳から70歳までの方（昭和6年4月1日から昭和46年3月31日までに生まれた方）

■健診機関・受診日　健診機関や受診日は、町が指定した機関・月日から選んでください。

■人間ドックの費用　本人負担1万円で受診できます。

■交通手段　健診機関が車で送迎します。

■申込方法　国保の保険証の更新の時に、保険証と一緒に人間ドックの受診申込書を送付しましたので、注意事項をよく読んで、必要事項を記入して9月20日㈭までに町民生活課・国民健康保険係に提出してください。

国民年金からのお知らせ

地方分権一括法の施行に伴い、平成14年4月から国民年金の事務が一部変更され、国が行うことになります。

●保険料は、社会保険事務所から送付される納付書で納付することになります。

（現在、口座振替している人は、引き続きご利用いただけます。）

●14年度4月分以降の保険料は、役場では納付できません。

●第三号被保険者の届出が事業主を経由して行われます。

●申請免除の免除基準が変わります。

●半額免除制度が始まります。

保険料の納付先が変わります

国民年金保険料の納入先が、町から国に変更されます。窓口納入者は、社会保険事務所から送付される納付書で納入することになります。金融機関の窓口で、納付書と現金を添えて納めていただくことになりますが、納め忘れのないようお願いします。

口座振替（郵便振替も含む）利用者

現在、町において口座振替により保険料納入を行っていただいている被保険者については、被保険者の皆さんに手続きの負担をかけずに円滑に移行するため、町から国へ口座番号等の情報を提供することが、政令で定められました。

次により、移行準備に入りますので、趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

●口座振替利用者に対する確認

町から国への情報提供によって処理を行った被保険者の皆さんに対しては、口座振替開始前（平成14年2月～3月頃）に社会保険庁から送付される「口座振替開始通知書」により、

①平成14年度の保険料から国が収納を行うこと

②引き続き口座振替で納入していただくこと

③口座振替について、異議がある場合には申立ができることをお知らせし、口座振替で納入している皆さんに確認をとることになります。

・口座振替・窓口納付の取り扱い

全国の金融機関で納めることができる予定です。

国民年金Q&A

Q1. 保険料の納付期間が40年に少し足りません。できれば満額の年金をもらいたいので、60歳以降も保険料を納めて加入期間を延ばし、納付期間に足してもらうことはできませんか。

A1. 60歳から65歳未満の人は、国民年金に任意加入できます。

国民年金では、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人はすべて強制加入となっていますが、この他に任意加入の制度もあります。これは、自己都合により保険料を納め忘れ、受給するための条件である25年を満たせない方、すでに25年以上は納めたがより高い年金をもらいたいという方、海外に居住しても国民年金をもらいたいという方々に対応するためです。

任意加入できるのは、次のようになっています。

①日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の人

②日本国籍を持ち、海外に居住する20歳以上65歳未満の人

③日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人で、すでに厚生年金保険の老齢年金や共済組合の退職年金を受けているため、強制加入から除外されている人

なお、昭和30年4月1日以前に生まれた人は、65歳までに受給資格期間を満たせなかった場合、70歳まで加入することができます。

Q2. 保険料を納めないで40歳になりました。今から納めても年金を受け取るために最低必要な25年をクリアすることができないので、保険料は掛け捨てになってしまうのですか。受け取るための方法はないですか。

A2. 60歳以後の任意加入制度を利用してください。

国民年金では、60歳までに受給資格期間を満たせない方のために、60歳以降も65歳まで任意加入することができます。あなたの場合、60歳まで20年あり、年金の受給要件である25年には5年足りないので、60歳以後も国民年金に加入して保険料を納めていけば大丈夫です。

なお、昭和30年4月1日以前に生まれた人については、65歳までに25年を満たさなければ70歳まで任意加入することができます。

国保の人間ドック、国民年金とも、問い合わせは町民生活課まで。